

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則案」について</p>	<p>令和4年9月15日 刑事局 生活安全局 交通局</p>
<p><b>1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）</b></p> <p>(1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）</p> <p>(4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）</p> <p>(5) 古物営業法施行規則（古物営業法）</p> <p>(6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）</p> <p>(7) 確認事務の委託の手続等に関する規則（道路交通法）</p> <p>(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に掲げる罪に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。</p> <p><b>2 改正の内容</b></p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）第2条の規定により、上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」として規定されている職業安定法（昭和22年法律第141号）第64条第9号が、同条第10号に繰り下がるため、所要の改正を行う。</p> <p><b>3 施行期日</b></p> <p>令和4年10月1日（土）</p>		

<b>公安委員会</b> <b>説明資料No. 2</b>	<b>「全国犯罪被害者支援フォーラム2022」</b> <b>の開催について</b>	<b>令和4年9月15日</b> <b>長官官房</b>
----------------------------------	---	---------------------------------

## 1 開催の趣旨

本フォーラムは、犯罪被害者支援に携わる関係機関及び民間被害者支援団体の関係者が参加し、講演やパネルディスカッション等を通じて、犯罪被害者支援のための知識の向上や緊密な連携の強化を図ることなどを目的に毎年開催されており、本年は「今、性犯罪被害者支援に求められるもの」がテーマ（今回で27回目）

※ 警察庁、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会、公益財団法人犯罪被害救援基金が主催

※ 新型コロナウイルス感染症の情勢に鑑み、参加者を収容人数の半数（250名）に減員するほか、YouTubeを利用したライブ配信を実施

## 2 日時、会場

令和4年10月14日（金） 午後1時00分から午後5時10分まで  
イイノホール（東京都千代田区）

## 3 来賓

国家公安委員会委員長、日本弁護士連合会副会長

## 4 参加者

民間被害者支援団体、学識経験者、弁護士、医師、公認心理師等

## 5 概要

(1) 開会挨拶・来賓挨拶

(2) 犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰

民間被害者支援団体、犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長との連名表彰等を実施

(3) 弁護士による基調講演

(4) 被害者による講演

(5) パネルディスカッション

大学准教授、民間被害者支援団体相談員及び一般社団法人事務局長をパネリストとして、「誰もが支援につながるために必要なこと」をテーマに討議

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>令和4年秋の全国交通安全運動 の実施について</p>	<p>令和4年9月15日 交 通 局</p>
<p><b>1 実施期間</b> 9月21日(水)から同月30日(金)までの10日間</p> <p><b>2 主催</b> 内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体</p> <p><b>3 運動重点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保</li> <li>○ 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶</li> <li>○ 自転車の交通ルール遵守の徹底</li> </ul> <p><b>4 薄暮時間帯の交通事故の特徴等</b></p> <p>(1) 10～12月の交通事故の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 7～9月と比較して交通死亡事故件数が増加し、特に薄暮時間帯(日の入り時刻の前後1時間)は約1.7倍増加</li> <li>○ 7～9月と比較して歩行中死者の数・構成率ともに増加</li> <li>○ 日の入り後1時間の自動車対横断中歩行者の事故について、7～9月と比較して歩行者の死亡事故件数が倍増 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車側の法令違反では前方不注意が最も多く、歩行者側も半数以上に法令違反あり</li> </ul> </li> <li>○ 日の入り後1時間の自動車対自転車の事故について、7～9月と比較して自転車乗用者の死亡・重傷事故件数が増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出会い頭事故が半数を占め、うち自転車の約8割に法令違反あり</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 飲酒運転事故の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転による死亡・重傷事故のうち、通行目的別では飲食が約3割で最多</li> <li>○ 飲酒死亡・重傷事故件数が多い月は、飲食目的の件数も多い傾向にある</li> <li>○ 時間帯別では、20～5時台にかけて飲食目的の構成率が特に高い</li> </ul> <p><b>5 警察における重点的取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車運転者に対する早めのライト点灯の呼び掛け、信号機のない横断歩道における横断歩行者保護の徹底、飲酒運転根絶に向けた社会環境の構築と取締りの強化</li> <li>○ 歩行者に対する反射材着用等、自らの安全を守る交通行動を促す指導啓発、通学時間帯等における保護・誘導活動の強化</li> <li>○ 電動キックボード利用者に対する交通ルール遵守の周知と指導取締りの徹底</li> <li>○ 自転車利用者に対する交通ルール遵守の周知徹底、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の広報啓発と悪質違反者の取締り</li> </ul>		

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>令和4年上半期におけるサイバー 空間をめぐる脅威の情勢等について</p>	<p>令和4年9月15日 サイバー警察局</p>
<p><b>1 情勢概況</b></p> <p>実空間との融合が進み、サイバー空間は「公共空間」として、より一層の重みを持つようになる一方、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が継続。</p> <p><b>2 サイバー空間の脅威情勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ランサムウェアによる感染被害等により、企業等のサプライチェーン全体が影響を受ける事案が発生したほか、個人情報・機密情報の流出、サービス障害等の事態が発生。</li> <li>○ サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数は継続して高水準に推移しており、海外からの脅威が引き続き高まっている。</li> </ul> <p><b>3 警察における取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サイバー事案への対処能力の強化、諸外国と連携した脅威への対処等を推進する観点から、令和4年4月に警察庁にサイバー警察局、関東管区警察局にサイバー特別捜査隊を設置。</li> <li>○ サイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、複数回にわたって、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等との連名による注意喚起を実施。</li> <li>○ Emotetの新たな感染手口について解析を行い、警察庁ウェブサイトにおいて注意喚起を実施。</li> <li>○ キャッシュレス決済サービスの不正利用防止について関係事業者と協議し、認証対策の強化や送金可能金額の引下げ等の対策を推進。</li> </ul>		